

議第17号議案

県民活動総合センターを廃止しないことを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和7年9月17日提出

提出者	新座市議会議員	小野 大輔
賛成者	//	上田美小枝
	//	高邑 朋矢
	//	石島 陽子
	//	黒田 実樹
	//	笠原 進
	//	小野由美子

提 案 理 由

埼玉県に対し、県民活動総合センターを廃止せず、更なるサービスの拡充を求めるため、この案を提出する。

県民活動総合センターを廃止しないことを求める意見書

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会は、2025年3月、県民活動総合センターを廃止すべきと報告しました。理由は「近隣市町村における類似施設の設置状況」や「施設の利用状況」、「費用対効果」などです。

しかし、「埼玉県公の施設の在り方に関する報告書」によると、200人規模の研修や学習会用の会議室は同センター近隣施設にはないことが分かります。施設の利用人数は、コロナ禍の影響の残る2023年でさえ、発足時の2.8倍の745,057人です。体育館はコロナ禍さなかの2022年で99%の利用率でした。同センターの「組織的活動の促進及び県民一人一人の生涯学習の充実を図る」という目的に照らせば、まさに県民ニーズに応えた、効果の高い事業です。同センターを廃止する理由は1つもありません。

また、廃止と決定した、同あり方検討委員会は、地元自治体や利用者の意見聴取を全く行っていません。同センターは、防災避難所にも指定されており、これでは重大な瑕疵があると言わざるを得ません。

2024年度まで、同センターのレストランやコンビニエンスストアが休止し、利用者は大変不自由していました。今後は利用者本位のサービスをより充実させることで、更に利用者が増加すると考えます。

よって、埼玉県に対し、県民活動総合センターを廃止せず、サービスを更に拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年9月 日

埼玉県新座市議会

埼玉県知事 様